



# 長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせを掲載しています。

～平成26年6月24日発行～

## 平成26年度全国安全週間の実施について

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で87回目を迎えます。

ハローワーク長崎管内(長崎市・長与町・時津町)においては、平成25年に555件の労働災害が発生しており、このうち、9名の尊い命が労働の場で失われています。  
また、平成24年と比較しても発生件数・死亡数ともに増加しています。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図りましょう！

スローガン

みんなでつなぎ 高まる意識 達成しようゼロ災害

実施期間 : 平成26年7月1日(火)～ 7日(月)  
(準備期間) : 平成26年6月1日(日)～30日(月)  
主 唱 者 : 厚生労働省・中央労働災害防止協会



## 外国人雇用はルールを守って適正に！

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です  
～雇入れ・離職時の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です～

### ①外国人の雇用状況を適切に届け出てください

外国人の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格等をハローワークに届け出てください。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

### ②外国人の雇用管理を適切に行ってください

事業主が順守すべき法令や努めるべき雇用管理の内容等を盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定めています。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就の支援に取り組んでください。

- (主な内容)
- ・国籍で差別しない公平な採用選考を行うこと
  - ・労働関係法令や社会保険関係法令は国籍を問わず適用されること など

外国人雇用に関する取扱いは、厚生労働省ホームページをご覧ください！

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigvounushi/page11.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigvounushi/page11.html)



お問い合わせ先 長崎労働局地方訓練受講者支援室  
TEL 095-801-0044

## 「くるみん」は子育てサポート企業の証です

平成23年4月から101人以上の労働者を雇用する事業主は、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出が義務となっています。（100人以下の企業については努力義務）

この行動計画に定めた目標を達成し、一定の要件を満たした場合、申請を行うことで「**子育てサポート企業**」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、**次世代認定マーク（愛称：くるみん）**を広告、商品等に表示し、次世代育成支援対策に取り組んでいることをアピールできます！

県内認定企業 5社  
(平成26年6月16日現在)

### <くるみん取得のメリット>

- 企業の商品や広告、また、求人広告に載せ、**子育てサポート企業であることをPRできます**
- 企業が取得・新築・増改築した建物等について、**普通償却限度額の32%の割増償却が可能**です(平成27年3月31日まで)

○認定を受けた県内の企業はこちら ⇒ [長崎労働局ホームページ\(トップページ\)](#)  
「子育てにやさしい企業を認定しています！」

お問い合わせ先 長崎労働局雇用均等室  
TEL 095-801-0050

## ポジティブ・アクション能力アップ助成金のご案内

女性の活躍促進についての数値目標を設定し、一定の研修プログラムの実施により、目標を達成した事業主の方へ支給する制度が平成26年度に新設されました。

### 支給対象事業主

- ① ポジティブ・アクションとして「女性の職域拡大」、「女性の管理職登用等」に向けた取組として、数値目標(※)を設定  
(※)この数値目標は、女性の割合が4割を下回る雇用管理区分ごとに、それぞれの職務、又は役職ごとに増加させようとする女性労働者数をいいます。
- ② ①の数値目標を「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」内の「ポジティブ・アクション 応援サイト」または「女性の活躍推進宣言コーナー」に企業代表者名を明らかにして掲載  
ポジティブ・アクション情報ポータルサイト<http://www.positiveaction.jp>
- ③ 「女性の職域拡大」または「女性の管理職登用等」に必要なとされる能力を付与するための一定の研修計画(ポジティブ・アクション研修)を策定
- ④ 上記②③の後、プログラムに沿って研修を30時間以上実施し、目標達成

支給額 (1企業1回限り)	15万円(中小企業30万円)	
申請期間	1月1日から6月末日までに 目標を達成した場合	同年7月1日から8月末日まで
	7月1日から12月末日までに 目標を達成した場合	翌年1月1日から2月末日まで

お問い合わせ先 長崎労働局雇用均等室  
TEL 095-801-0050